

官 改	2	—	15
課 総	5	—	8
課 個	4	—	49
課 資	6	—	105
課 法	11	—	10
課 軽	1	—	257
徴 管	2	—	149

令和 5 年 11 月 8 日

日本経済団体連合会
会長 十倉 雅和 殿

国 税 庁 長 官
(官印省略)

税務行政における D X 推進に向けた施策の周知について
(協力依頼)

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税庁においては、令和 5 年 6 月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像 2023—」を公表しており、納税者の利便性向上や税務行政全体の効率化に加え、社会全体の D X 推進への貢献も図る観点から、税務行政の D X の更なる推進に取り組んでまいりますので、以下の事項について、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【確定申告について】

1 「税務署に行かずにできる確定申告」(自宅からの e-Tax の利用について)に向けて

国税庁では、「税務署に行かずにできる確定申告」として自宅からの e-Tax を利用した申告の推進に向けて、e-Tax の機能改善などによる利便性向上のほか、より多くの方に御利用いただけるよう積極的な周知広報に取り組んでいます。

特に、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面に表示される案内に沿って金額等を入力することで所得税、消費税及び贈与税の申告書の作成が可能となっており、作成した申告書をそのまま e-Tax により送信できます。

また、マイナンバーカードを活用することで、マイナポータル連携を利用した各種控除証明書や給与情報の自動入力が可能となるなど、より簡単・便利に確定申告をしていただけるものとなっております。

なお、本年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始しており、インボイス発行事業者の登録を受けている事業者の方におかれましては、消費税の確定申告が必要となっております。確定申告書等作成コーナーでは、インボイス制度への対応に必要な改修を行う予定であり、事業者の方がスムーズに消費税申告書を作成することができるよう取り組んでいます。

自宅からの e-Tax を利用した申告の更なる推進に向けて、貴会におかれましては、別添1及び別添2を活用するなどして、本取組の趣旨・内容について御理解をいただきますとともに、会員各位、その従業員等の皆様へ周知していただきますよう御協力をお願い申し上げます。

別添1 「確定申告はマイナンバーカードと e-Tax でさらに便利！」

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r5_smart_shinkoku/pdf/01.pdf)

別添2 「マイナンバーカードでマイナポータルと連携して確定申告書に自動入力」

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r5_smart_shinkoku/pdf/03.pdf)

2 給与情報等の自動入力の実現について

国税庁では、確定申告に必要なデータを、納税者の方が自動的に取り込むことにより、数回のクリックないしはタップで確定申告が完了するといった仕組み（「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告））の実現を目指し、取組を進めています。

マイナポータル連携による自動入力については、年々その対象を拡大しているところですが、令和5年分の確定申告からは、給与所得の源泉徴収票に係る給与情報の自動入力が実現いたします。

ただし、給与情報の自動入力の対象となるのは、事業者の方から「e-Tax で提出された給与所得の源泉徴収票」の情報となりますので、傘下の会員各位に対して、「給与所得の源泉徴収票」を e-Tax で提出していただくよう周知していただくなど、御協力をお願い申し上げます。

なお、500万円以下の給与に係る給与所得の源泉徴収票でも、e-Tax で御提出いただいた場合には、自動入力の対象となります。

また、給与情報を正しく連携するためには、給与所得の源泉徴収票に記載する支払を受ける方のマイナンバー、氏名（カナを含みます。）、住所、生年月日等について正しく記載いただく必要がありますので、併せて御協力をお願い申し上げます。

別添3 「給与所得の源泉徴収票を e-Tax で提出すると、従業員の方の確定申告が更に簡単に!!」

(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/pdf/0023008-104.pdf>)

【年末調整について】

3 年末調整手続の簡便化の推進について

国税庁では、一連の年末調整の手続のデータ処理を可能とすることで、勤務先・従業員双方の年末調整に係る事務負担の軽減を図るため、年末調整手続の電子化を推進しており、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」（従業員が控除申告書を作成するソフトウェア。以下「年調ソフト」といいます。）の無償提供、マイナポータル連携を利用した自動入力の対象データの拡大に取り組んでいます。

貴会におかれましても、パンフレット（別添4）を活用するなどして、傘下の会員各位に対して年末調整手続の電子化について周知いただきますよう御協力をお願い申し上げます。

別添4 「年末調整手続の電子化 e-年調 ～もう書類は必要ありません～」

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/pdf/0022007-120.pdf>)

【納付について】

4 キャッシュレス納付の推進について

国税庁では、納税者利便の向上と現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減するため、令和7（2025）年度までにキャッシュレス納付割合を4割とすることを目指し、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでおります。

このため、できる限り多くの方にキャッシュレス納付を利用していただけるよう、キャッシュレス納付のメリットを記載したリーフレット（別添5）により、傘下の会員各位やその従業員の皆様へ周知や利用勧奨をしていただくなど、御協力をお願い申し上げます。

特に、源泉所得税を毎月、金融機関の窓口で納付している納税者の方にとって、キャッシュレス納付は大変便利です。積極的な利用勧奨への御協力をお願い申し上げます。

別添5 「使ってみると便利です！キャッシュレス納付！」

(https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/pdf/0023008-120_01.pdf)

【その他】

5 事業者の業務のデジタル化促進に向けた取組について

国税庁では、令和5年6月に公表した「税務行政の将来像 2023」において、従前の「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化等」に加え、新たに「事業者のデジタル化促進」に取り組むことを掲げました。

受発注から申告・納税までの一貫したデジタル処理により、事業者の業務における正確性の向上や書類保存コストの低減が期待されるほか、更なる税務手続のデジタル化の進展も期待されます。

貴会におかれましても、傘下の会員各位に対して、上記で記載いたしました e-Tax の利用や年末調整手続の電子化、キャッシュレス納付、その他の会計・税務のデジタル化

を含めた様々な側面からの業務のデジタル化の促進を働きかけていただきますよう御協力をお願い申し上げます。

6 電子帳簿等保存制度の普及・促進について

電子帳簿等保存制度では、事業者の皆様の文書保存に係る負担を軽減する観点から、帳簿や書類を電子データでの保存が可能となっています。これにより、紙文書の保存場所が不要になる、販売・経理等の事務処理に係る時間を大幅に削減することができる、などのメリットが生じます。

このように、電子帳簿等保存制度への対応は、経理のデジタル化を通じた事業者の皆様の生産性の向上等につながるものであるため、その導入を積極的に働きかけていただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

なお、電子データでやり取りをされた際の電子取引データの保存については、令和5年12月末までは、紙での保存も認められていますが、令和6年1月以降は電子取引データ自体の保存が必要になりますので、対応に向けた準備をお願い申し上げます。

御不明な点につきましては、下記の連絡先までお問い合わせください。

【連絡先】

税務行政の将来像 2023

国税庁 デジタル化・業務改革室 DX戦略係 三輪
03-3581-4161（内線 3853）

「税務署に行かずにできる確定申告」に向けて

国税庁 個人課税課 監理第一係 佐ノ木
03-3581-4161（内線 3790）

給与情報等の自動入力の実現について

国税庁 デジタル化・業務改革室 DX推進第一係 丹沢
03-3581-4161（内線 3891）

年末調整手続の電子化に向けた取組についてのページ
及び年末調整手続の電子化の促進

国税庁 法人課税課 源泉監理第二係 古閑
03-3581-4161（内線 3409）

キャッシュレス納付の推進

国税庁 管理運営課 運営担当 深水
03-3581-4161（内線 3757）

e-Tax 利用拡大の推進について

国税庁 デジタル化・業務改革室 利用促進係 阿部
03-3581-4161（内線 3331）

関係機関への照会等のオンライン化

国税庁 デジタル化・業務改革室 DX推進第一係 知念・市川
03-3581-4161（内線 3364）

事業者の業務のデジタル化について

国税庁 デジタル化・業務改革室 利用促進係 阿部
03-3581-4161（内線 3331）

電子帳簿等保存制度

国税庁 課税総括課 税務手続第二係 中村
03-3581-4161（内線 3895）

確定申告は

マイナンバーカード × e-Tax

でさらに便利！

- ✓ スマホやパソコンで
- ✓ 「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成して
- ✓ マイナンバーカードを使ってe-Taxで提出♪

◆ 確定申告書等作成コーナーを利用すると…

自動計算で確定申告書を作成！

画面の案内に沿って金額等を入力するだけで作成完了



作成コーナー



注目！

◆ さらに、マイナンバーカードを利用すると…

マイナポータル連携で自動入力



マイナポータル連携について詳しくはこちら

控除証明書等のデータを自動入力できるので、集計や入力の手間が不要

※ご利用には事前準備が必要です。証明書等のデータが自動入力できるようになるまで一定の時間がかかりますので、確定申告前にお早目のご準備をお願いします。

e-Taxの5つのメリット

令和4年分の確定申告をした方のうち、
3人に2人が
e-Taxで申告しています！

税務署への持参
不要



印刷・郵送代
不要



添付書類
提出不要

※一部の書類は除きます



確定申告期間
24時間利用可能
※メンテナンス時間を除きます



早期還付
(3週間程度で還付)



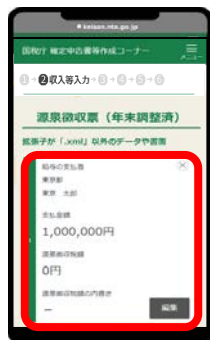
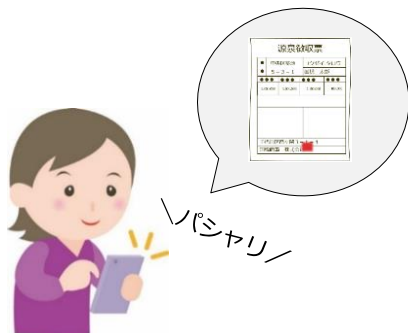
書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付



～ 確定申告書等作成コーナーの便利な機能～

スマホ申告をご利用の方は…

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力



源泉徴収票の
記載内容を
自動入力！

e-Taxをご利用の方は…

パソコン・スマホ申告は
ICカードリーダーライターが不要です



マイナポータルアプリを
インストールするだけ！

次の2つでe-Tax送信できます



マイナンバーカード



マイナンバーカード
読取対応のスマホ

スマホやパソコンから…

- 青色申告決算書・収支内訳書も作成できます
- 消費税の申告にも対応しています

「簡易課税制度」又は「2割特例※」を適用される方は、売上（収入）金額等の入力だけで税額等が自動計算されます。

※インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になられた方について、売上税額の2割を消費税の納税額とすることができる特例です



～困ったときはこちらで解決～

動画で見る確定申告

申告書の作成方法などを動画でご案内！



- ・ 医療費控除
 - ・ 住宅ローン控除
 - ・ マイナポータル連携
- など

確定申告 動画



チャットボット

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」が回答！



税務職員ふたば

マイナンバーカード × マイナポータルと連携

確定申告書に自動入力

ご利用のメリット！

マイナンバーカードを利用して、マイナポータル経由で、申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できます（マイナポータル連携）。控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要で大変便利です♪

Before

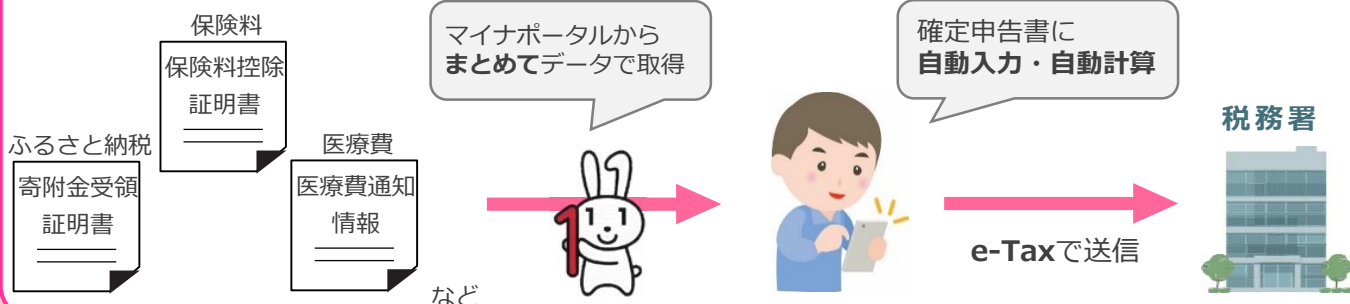
書面の控除証明書等を・・・

- ✓ 収集して管理・保管
- ✓ 1件ずつ確認して入力
- ✓ 書面で提出

After

全部データで完結するから・・・

- ✓ 書面の管理・保管が不要
- ✓ 申告書に自動入力
- ✓ e-Taxでデータ送信



令和6年1月以降の対象はこちら！

収入関係

NEW

給与所得の源泉徴収票※

公的年金等の源泉徴収票

株式の特定口座



控除関係

医療費・ふるさと納税

生命保険・地震保険

NEW 社会保険(国民年金保険料、国民年金基金掛金)

NEW iDeCo・NEW 小規模企業共済掛金

住宅ローン控除関係

※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先（給与等の支払者）が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していることが必要です（「年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの」などの提出要件があります。）。

マイナポータル連携を利用するための準備は裏面をご確認ください

～マイナポータル連携に係る事前準備等のご案内～

マイナポータル連携について詳しくはこちら！

国税庁HPの「**マイナポータル連携特設ページ**」をご確認ください。



マイナポータル連携を利用するには？

マイナポータル連携をご利用いただくためには、マイナポータルの利用者登録やマイナポータルとe-Taxを連携するなどの**事前準備が必要**です。

事前準備の詳細は、国税庁HPの「**マイナポータル連携を利用するまでに行う事前準備**」をご確認ください。

事前準備の詳細はこちらから



！ 事前準備には、以下のものがが必要です。

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダーライター）



！ 事前準備はお早めに！

事前準備を行った後、実際に証明書等のデータを取得できるようになるまで数日を要する場合があります。確定申告前にお早めのご準備をお願いします。（マイナンバーカードの取得もお早めに！）

！ 「給与所得の源泉徴収票」情報の自動入力について

「給与所得の源泉徴収票」の情報を自動入力するためには、マイナポータル連携に係る事前準備のほか、e-Taxのマイページで情報の取得を希望する旨の登録等が必要です。

詳しくは国税庁HPの特設ページをご覧ください。

特設ページはこちらから



確定申告書の作成

事前準備が完了したら、国税庁HPの「**確定申告書等作成コーナー**」から、**マイナンバーカードを使ってe-Tax！**マイナポータル連携を利用して確定申告書を作成できます！

作成コーナー



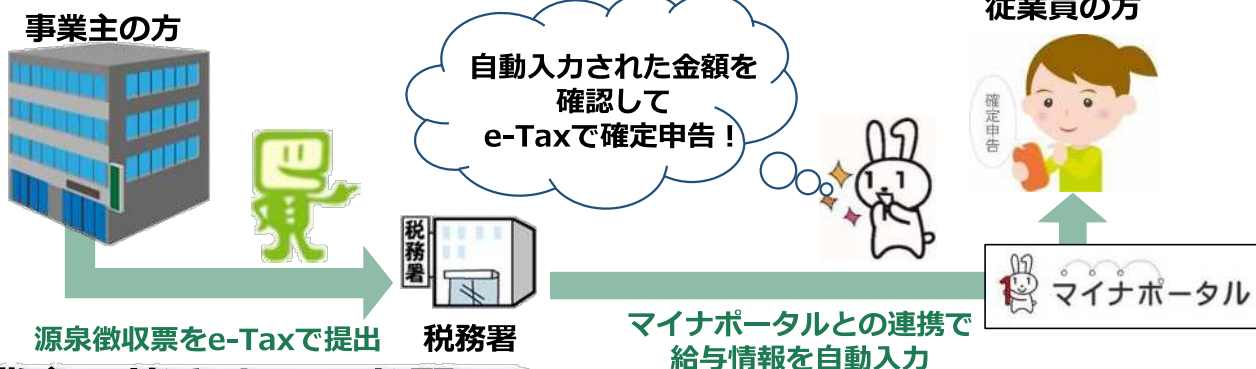
確定申告書等作成
コーナーはこちらから



事業主の皆さまへ！ 給与所得の源泉徴収票を 従業員の方の e-Taxで提出すると… 確定申告がさらに簡単に！！

事業主の皆さまが、
給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、
給与所得の情報が自動で入力されるようになります！

※令和6年1月以降に提出する給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。
※従業員の方が令和6年2月上旬以降に国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で
確定申告書を作成する際にご利用になります。



事業主の皆さまへのお願い

Point ①

事業主の皆さまからe-Taxで提出された給与の源泉徴収票が自動入力の対象となります。

Point ②

税務署への給与の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、500万円以下の給与に係る源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象となります。

Point ③

給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。

！ 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。



e-Taxソフト（WEB版）で源泉徴収票を提出できます！

！ e-Taxソフト（WEB版）の利用方法について、詳しくは裏面をご覧ください。

e-Taxソフト（WEB版）のご利用方法

STEP ① e-Taxソフト（WEB版）へアクセス

- ① e-Taxホームページにアクセス
(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)
- ② 右上部「各ソフト・コーナー」をクリック
- ③ 「e-Taxソフト（WEB版）」をクリック
または

e-tax web ログイン



STEP ② 事前準備

e-Taxを初めて利用する方は、①から開始届出書の作成・提出を行ってください。

既にe-Taxをご利用の方は、②からログインします。

③で利用者情報の登録等を行い、④で給与所得の源泉徴収票の作成を行います（e-Taxソフト（WEB版）を初めて利用する場合のみ、③の手続が必要です。）。

※事前準備の案内動画はこちら



STEP ③ 源泉徴収票の作成・提出

【1件別に入力する】

源泉徴収票を1件別に入力する場合は、①をクリックします。

【CSVファイルを読み込む】

表計算ソフトや会計ソフトで作成したCSVファイルを読み込む場合は、②をクリックします。



！ 源泉徴収票が所定の件数を超える場合は、分割して送信してください。

源泉徴収票の作成後に、法定調書合計表を作成したら、後は、電子証明書で電子署名を付与して送信！

！ 電子証明書は、個人の事業主の方はマイナンバーカードをご利用いただけます。
法人の場合は、法人の電子証明書が必要ですが、代表者の方のマイナンバーカードもご利用いただけます。

eLTAXで市区町村と税務署へ一括して作成・送信也可

市区町村に提出する給与支払報告書をeLTAXの作成ソフトPCdesk（対応税務ソフトを含みます。）を利用して作成・提出している場合は、税務署に提出する源泉徴収票のデータも同時に作成し、一括して送信することができます。

(eLTAXホームページ)



いいね！

イーネンチョウ

e-年調

～もう書類は必要ありません～

年末調整 手続の電子化

年末調整手続の電子化とは・・・

給与所得者（従業員）が給与等の支払者（勤務先）に提出する年末調整に関する申告書をデータにより提出することを言います。控除証明書等もデータにより提出することができます。

手続の流れ（かんたん 3 ステップ）



※ 控除証明書のデータは、当該控除証明書の発行主体から取得してください。
年末調整電子化は、勤務先による受け入れ環境の整備が必須となります。環境が整備されているかは、事前に勤務先にご確認ください。

電子化のメリット

従業員にとって

- ①マイナポータルを利用して控除証明書を1回の操作でまとめて取得！
- ②控除証明書が申告書に自動転記！
- ③申告書の控除額はソフトで自動計算！
- ④紙での手続き（作成・提出）が不要！

勤務先にとって

- ①申告書様式の入手や配布が不要！
- ②従業員から提出された申告書の控除額や添付書類の確認作業が削減！
- ③提出された申告書の給与システムへの手入力が不要！
- ④申告書（紙）の保管場所が不要！

国税庁では「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」（年調ソフト）を無償で提供しています。

本リーフレットに関する詳細は国税庁ホームページ「年末調整手続の電子化に向けた取組について」をご確認ください。<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>





従業員の方へe-Taxによる 確定申告の周知をお願いします

税務行政につきましては、日頃からご理解とご協力いただきありがとうございます。

国税庁では税務署に出向かなくても自宅から確定申告ができる、e-Taxの普及に努めています。

従業員の方が**医療費控除**や**ふるさと納税**などで確定申告される際は、ぜひ自宅からのe-Taxをご利用いただくよう、下記の事項について、従業員用のポータルサイトへの掲載やメールによる周知、食堂等の従業員が集まる場所への掲示等を行っていただきますようお願い申し上げます。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/pdf/0022007-120.pdf>

さあ、自宅でe-Tax !!

e-Taxの 5つのメリット



←自宅からのe-Taxの
詳細はこちら

税務署への持参
不要



印刷・郵送代
不要



添付書類
提出不要

※一部の書類は除きます



確定申告期間
24時間利用可能

※メンテナンス時間を除きます



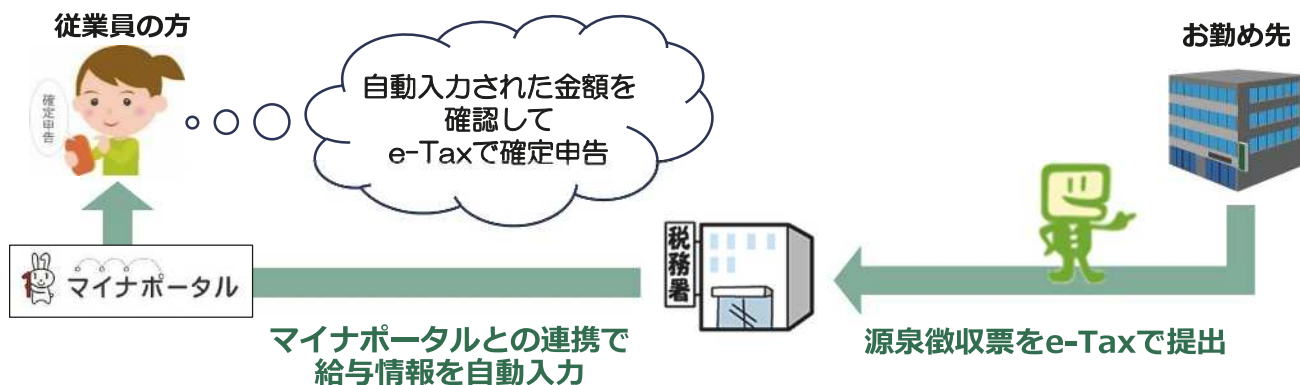
早期還付
(3週間程度で還付)



書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

給与所得の確定申告がさらに簡単に !!

令和5年分以降の確定申告において、マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、マイナポータルと連携することにより、お勤め先から税務署にe-Taxで提出された給与所得の源泉徴収票の情報を、確定申告書の該当項目に自動で入力できるようになります。



確定申告に必要な書類や申告手順など、確定申告に関する様々な情報を国税庁ホームページの「確定申告特集ページ」に掲載しています。



国税庁 (法人番号7000012050002)



令和6年4月から

国税のダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)が ますます便利になります!

申告データ送信に合わせて、口座引落しによる納付を
あらかじめ設定することができますようになります。

国税の納付手続は
こちらから



国税庁 e-Tax キャラクター イータ君

令和5年4月から

地方税のお支払いが 簡単・便利になりました!

納付書に「eLマーク」があれば、地方税お支払サイトや
スマホ決済アプリが利用できます。
※「eL-QR」(QRコード)、「eL番号」(納付書番号)の
いずれかの記載があれば利用できます。

地方税の納付手続は
こちらから



使ってみると便利です! キャッシュレス納付!

💡 キャッシュレス納付の3つのメリット!

- ✓ 自宅やオフィスから納付可能!
- ✓ PCやスマホで簡単手続き!
- ✓ 現金の準備が不要!



ダイレクト納付

おすすめ!

納付方法

e-TaxやeLTAXによる簡単な操作で
事前に届出をした預貯金口座から、口座
引落しにより納付する方法です。

こんな方にオススメ!

源泉所得税や個人住民税(特別徴収分)
など納付の機会が多い方、ご自身で振替
日を指定したい方

インターネットバンキング による納付

納付方法

インターネットバンキング口座から納付
する方法です。

こんな方にオススメ!

普段からインターネットバンキングにより
決済する機会の多い方

振替納税(口座振替)

納付方法

事前に届出をした預貯金口座から、振替日に
自動で口座引落しにより納付する方法です。

こんな方にオススメ!

所得税や消費税、固定資産税などを毎年納め
ている方、毎回の納付手続を省略したい方

クレジットカード・スマホアプリ納付

納付方法

専用サイトにアクセスし、クレジットカードや
スマホ決済アプリ(Pay払い)により納付
する方法です。

こんな方にオススメ!

時間を気にせず納付したい方

キャッシュレス納付の一覧表

国 税

キャッシュレス納付の種類	対象税目※1	詳しい情報
ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)	全税目	 国税庁HP 納税に関する 総合案内
インターネットバンキングによる納付	全税目	
振替納税	申告所得税及び復興特別所得税、 消費税及び地方消費税(個人の方のみ)	
クレジットカード納付・ スマホアプリ納付	全税目	

※1 一部の手續において、ご利用できない税目があります。
詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

地方税

キャッシュレス納付の種類	対象税目	詳しい情報
スマホ決済アプリ	eLマーク  の付いた納付書がある税目 例:固定資産税、都市計画税、 自動車税・軽自動車税(種別割)、 その他税目 ※2	 地方税お支払サイト
ダイレクト納付 インターネットバンキング クレジットカード納付	・法人都道府県民税 ・法人事業税 ・特別法人事業税(地方法人特別税) ・法人市町村民税 ・事業所税 ・個人住民税(特別徴収分・退職所得に係る納入申告) ・都道府県民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割) ※3・地方たばこ税 ・入湯税 ・ゴルフ場利用税 ・宿泊税	 eLTAX地方税 ポータルシステム

※2 対象となる税目は、都道府県・市区町村により異なります。

※3 令和5年10月16日より取扱が開始されます。

eLTAXの他、多くの都道府県・市区町村で口座振替・スマホ決済アプリ等によるキャッシュレス納付が導入されています。
詳しくは、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。

よくあるご質問 Q&A

国税のダイレクト納付について

Q1 ダイレクト納付を始めるには何を準備すればいいですか？

A1 e-Taxの利用開始届出書のほか、**ダイレクト納付利用届出書**を提出してください。

Q2 ダイレクト納付利用届出書を提出した場合、どの程度で利用可能となりますか？

A2 ダイレクト納付利用届出書を書面で提出した場合は**1か月程度**で利用可能となります。
個人の方はe-Taxで提出できます。その場合は**1週間程度**で利用可能となります。

Q3 ダイレクト納付が可能な税目を教えてください。

A3 毎月納付する**源泉所得税**をはじめ、**申告所得税や法人税**など**幅広い税目**で利用できます。

Q4 ダイレクト納付を利用する場合、口座振替手数料などを支払う必要はありますか？

A4 **手数料を支払う必要はありません。**

地方税お支払サイトについて

Q1 どのような支払方法が利用できますか？

A1 地方税お支払サイトでは**クレジットカード払い・インターネットバンキング・口座振替**等を利用できます。各種**スマホ決済アプリ**でのお支払も利用できます。

Q2 支払を始めるには何を準備すればいいですか？

A2 お手元に「eLマーク」の記載がある納付書を用意して、**地方税お支払サイトにアクセス**してください。
各種スマホ決済アプリの場合は、**アプリで「eL-QR」(QRコード)を直接読み取ってお支払い**ください。
※ **「eL-QR」(QRコード)**、**「eL番号」(納付書番号)**のいずれかの記載があれば利用できます。

Q3 いつ利用できますか？

A3 地方税お支払サイトは、**24時間365日**利用できます。
※利用時間帯によっては、選択できない支払方法があります。各種スマホ決済アプリの場合は、アプリによって異なります。
(いずれもシステムのメンテナンス時間を除きます。)

Q4 地方税お支払サイトを利用する場合、手数料などを別途支払う必要はありますか？

A4 **原則、手数料を支払う必要はありません。**ただし、クレジットカード納付の場合、納付額に応じて「F-REGI 公金支払い」サイトのシステム利用料がかかります。
※システム利用料は、地方税共同機構、各地方団体の収入になるものではありません。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。